

御蔵島で、仲間と一緒にイルカと泳いだ思い出を描きました。

今号の表紙絵の作者…

さん



発行 法律事務所たいとう 2022年8月3日

CONTENTS

- > とぎれない安心・自信・自由のために
- > もっと「安心・自信・自由」—
今さら聞けない「職場の心理的安全性」
- > 成年年齢引き下げ特集
- > プラスおびにおん
- > たいとう弁護士日より



法律相談のご案内

法律相談料 60分 5,500円(税込)
その後、30分延長につき、3,300円(税込)

*まずは、お電話03-5829-4652にてご予約ください。
*夜間・休日・出張相談も、対応可能ですので、ご相談ください。
*法テラスの援助制度もご利用いただけます。

お問い合わせ

TEL 03-5829-4652(代表)
FAX 03-5829-4653

平日 午前9:30～午後5:30(土・日・祝・祭日を除く)

MAIL info@lo-taito.com
HP <http://www.lo-taito.com>

*HPからもご相談の予約を受け付けております。

*ニュースレターの送付停止をご希望の場合は、大変お手数ですが、お電話にてご連絡ください。

アクセス



※JR秋葉原駅方面からお越しの際は、横断歩道が昭和通り口前(★印の地点)にしかありません。ご注意ください。



〒101-0026
東京都千代田区神田佐久間河岸78
第二阿部ビル2階

- ▶ 地下鉄日比谷線「秋葉原駅」4番出口より…徒歩3分
- ▶ つくばエクスプレス「秋葉原駅」A1・A2出口より…徒歩5分
- ▶ JR「秋葉原駅」昭和通り口より…徒歩5分
- ▶ JR・地下鉄都営新宿線「岩本町駅」A4出口より…徒歩5分
- ▶ JR・地下鉄都営浅草線「浅草橋駅」より…徒歩10分



とぎれない安心・自信・自由のために

近年、記録的な大雨による災害が相次いでいます。被災された方々には心よりお見舞い申し上げます。今夏も、全国の「ゲリラ豪雨」の発生回数は昨年比1.4倍とする予測もあり、気象庁は6月から「線状降水帯」の予測情報の提供を始めました。

災害時にそなえた事業所の取り組みとして、「BCP」というものがあります。BCPとは「事業継続計画(Business Continuity Plan)」のことで、災害時のほか、システム障害や不祥事など事業所の緊急事態、新型コロナウイルスのような新たな感染症の拡大により事業活動を制限せざるを得ない事態などに、損害を最小限に抑えて事業の継続を行えるようにする「そなえ」です。

当事務所でもBCPを策定しており、今年は、その一環として「能力マトリックス」の作成を進

めています。これは、当事務所の業務を細分化して、各所員が各業務についてどの程度のスキルを持っているかを俯瞰するものです。各所員の得意分野はもちろん、事務所全体として手薄な部分も確認することができ、非常時にも事業を継続するためにどの分野を補強するべきかを検討する材料になります。また、少人数の事業所では、所員やその家族が病気などで休業しなければならなくなった場合を想定したそなえにもつながります。

法律事務所たいとうは、非常時にも、できる限り、あなたの毎日に安心・自信・自由をお届けするために、日々そなえています。



弁護士 清水 洋
弁護士 佐藤 香代
弁護士 生駒 真菜
弁護士 吉川 由里
弁護士 上柳 和貴



今さら聞けない「職場の心理的安全性」

職場の人間関係を考える上で注目を浴びている「心理的安全性」。

ハーバード大学のエイミー・エドモンドソン教授が1999年に取り上げた概念で、その後、Google社が効果的に働くチームについて調査した中で、心理的安全性の高いチームは離職率が低く、メンバーの多様なアイデアを活用して、収益性が高いなどの報告があり、脚光を浴びるようになりました。

心理的安全性とは、平たく言うと、誰もが何でも安心して率直に話せる職場、とすることができるでしょう。「誰もが」という点もポイントです。「あなたの発言は私の心理的安全性を損なうので、注意してください!」みたいなことだと、言われた方は心理的安全性が損なわれてしまいます。「自分」の心理的安全性に注目するのではなく、

「職場」の心理的安全性が問われていると言えます。

心理的安全性が注目されるようになった背景は様々です。中でも、変化の激しい不確実な時代になったという点がよく指摘されています。昔は、上司やベテランの先輩が、経験の中で身につけた知識や技能を基に、チームを確実な正解へと導くことができたかもしれません。しかし今は、ベテラン社員でも初めて経験するような事態に直面する、変化の激しい時代です。そうした中では、すべての立場の人がいろいろな視点から遠慮なくアイデアを出し合うことで、時代を生き抜くヒントが得られます。

心理的安全性は、働く人の安心・自信・自由を広げ、激動の時代を生き抜くための重要な生存戦略にもなるのです。



成年年齢引き下げ 特集

若者の消費者トラブルにご注意ください

2022年4月から、成年年齢が、20歳から「18歳」へと引き下げられました。

実は、成人になると、未成年と比べて消費者トラブルに巻き込まれやすくなる傾向があります。法律事務所たいとうでは、若者が巻き込まれやすい消費者トラブルに関し、オンラインセミナーを開催しました。

ここでも、トラブルの例をいくつか紹介します（合わせて、国民生活センターのHPもご覧ください）。

①マルチ商法（ネットワーク商法）

新たな人を募り、組織に参加させる際に様々な理由をつけて金員を支払わせる。さらに、その人が別の人を勧誘し、お金を払わせていく。身近な人を勧誘し、お金を払わせることで自らも加害者になり、人間関係が崩壊することもあります。

②美容トラブル

流行や、美容意識の高まりに便乗して、美容コースの購入を促し、中途解約を認めないなどと言われトラブルになることもあります。

では、どのように注意したらよいのでしょうか？ポイントは3つ。

- [1]「自分事」として考えること。「自分は、絶対に騙されない」、「自分なら、冷静でいられる」という人ほど、注意が必要です。
- [2]契約前こそ慎重に対応を。具体的には、信頼できる人へ話を聞いてもらうこと、即決を避けることがオススメです。
- [3]消費者トラブルに遭ったら、速やかに信頼できる家族・友人・専門家等へ相談を。



国民生活センター「若者の消費者トラブル」
https://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/wakamono.html

成年年齢引き下げの影響については、高校生の親御さん、子どもの施設の職員さんや里親さんから、関心の高さが窺えます。

18歳、19歳が「親の同意がなくても単独で」携帯電話やクレジットカードの利用契約ができるということは、一つの大きな変化でしょう。これらの契約は、消費者被害とまではいなくても、管理がうまくいかずに破産に至る大人の方々も少なくないところではあります。

また、労働契約も単独で結べますので、親の同意がなくても自由にアルバイトができます。若者は特に、給料がちゃんと支払われなかったり、勤務先でパワハラ・セクハラなどの被害に遭いやすいように思います。

このように心配は尽きませんが、若者たちが被害を受けないようにするには、消費者トラブル対策と同様、まずは契約の前に、契約の内容をしっかりと理解することだと思います。そのためには、相談できる大人の存在が不可欠です。

「自立」とは、一人で何もかもしなければいけないというわけではなく、周りの人に頼る力を身につけることだ、という施設職員さんの言葉が思い出されます。

何が変わるの？
「18歳成人」



おぴにおん

9条の意義
国際平和を希求する

ロシアのウクライナ侵略による都市破壊、市民への無差別攻撃、TVに映る惨状に心が痛む。武器供与、ロシアへの経済制裁等、西側諸国のウクライナ支援は続く。しかし、ロシアは侵略戦争を長期化させ、国土の一部を武力制圧している。何故これを止められないのか。国際連合は常任理事国の拒否権行使で機能不全。核の抑止力、軍事力の拡大、個別自衛権から集団自衛権への移行など各国の安全保障政策が変更されている。軍事大国の蛮行は日本周辺でも起きている。日本国憲法では、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して」非武装平和主義をうたうが、戦争放棄9条の基礎が揺らぐ。日本も、自衛隊の戦力を格上げし、際限のない軍事力拡大の道を選ぶのか。「核の傘」にいる日米安全保障を強化していくのか。国際平和機構を強化していく方向を模索するのか。改憲勢力が2/3を占めた今後の国会でも、国際紛争の現状を踏まえた中身のある安全保障政策の議論を避けるべきではない。

所属弁護士がお届けする

どう弁護士だより

「法律事務所たいとう」の

所属弁護士ってどんな人？

普段はなかなか見られない個性が

チラリと垣間見えるコーナーです。



黒船襲来!?「子どもアドボカシー」

弁護士 佐藤 香代

今年6月、児童福祉法が改正されて、「子どもアドボカシー」をテーマにお話をさせていただく機会が増えました。

子どもアドボカシーは「子どもの声のマイクになって届けること」と例えられます。現場では、「子どもの言うとおりにしては、かえって将来の利益が損なわれるのでは?」という悩みも。子どもの安心・自信・自由を大切にしながら、子どもを守る大人側の意見とどのように交流させて答えを出していくか。子どもと向き合う上で大切なことを改めて考えさせてくれる、とても深いテーマです。



教えることは学ぶこと

弁護士 生駒 真菜

今年は、弁護士13年目にし初めて、司法修習生の弁護修習の指導担当になりました。若者の素朴な正義感、真摯な探求心に触れて、初心にかえる思いでした。そして、自分の業務を見直したり、修習当時の世間知らずな私に懇切丁寧に指導をしてくださった指導担当の先生の恩情に気づかされたりする、よい機会にもなりました。

ご本人の課題に寄り添うこと、目先の問題の解決だけでなく将来も見据えたよりよい解決を目指すこと。忙しさに紛れるとつい見失いそうになる目標ですが、あらためて心に刻みたいと思います。

いざ、条例作り!!

弁護士 吉川 由里

とある自治体の「子どもにやさしいまちづくり条例(仮)」づくりに参加しています。高校生、子育て世代の親御さん、学識経験者など、多様なメンバー構成で毎回刺激になります。中でも刺激的だったのが、「子どもの権利」について誰からも教えてもらったことがない」という高校生の言葉です。たしかに私も、弁護士になるまで知りませんでした…

全国の自治体で子どもに関する条例が制定されており、国の「こども基本法」も成立しました。理念だけではなく、子どもの権利が法規範として確認されることは大事だと思います。

受験時代を思い出して

弁護士 上柳 和貴

私は、今年2月から、中小企業診断士の二次試験(筆記試験)対策として、他業種の方と、ゼミを組んで勉強しています。他業種の方の知見や業界事情のことを聞くことができること自体、貴重な経験ですし、何より同じ志を持つ他業種の社会人の方と切磋琢磨できることは刺激になります。(また、ゼミを組んで受験勉強するとは思っていませんでしたが…)

コロナ禍で、人とのつながりが希薄となってしまうので、貴重な出会いを大切にしていきたいと思います。